赤穂市選挙管理委員会告示第１９号

令和９年１月１７日執行予定の赤穂市長選挙及び赤穂市議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第３項の規定による選挙時登録の基準日及び登録日を次のとおり定める。

令和８年１０月５日

赤穂市選挙管理委員会

委員長　鹿　島　博　司

１　基準日　　令和９年１月　９日
ただし、年齢については令和９年１月１７日

２　登録日　　令和９年１月　９日